

第1回教育委員会会議

1 日時 令和5年1月24日（火）午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

本 教宏 教育事業推進担当部長

青柳 毅 こども青少年局子育て支援部長

村川 智和 総務課長

橋本 洋祐 連絡調整担当課長

中野下豪紀 教職員人事担当課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

近藤 健司 英語イノベーション担当課長

平岡 昌樹 インクルーシブ教育推進担当課長

高野 亜矢子 こども青少年局幼稚園運営企画担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名

(3) 案件

議案第1号 大阪市教育委員会文書規則の一部改正について

議案第2号 大阪市立学校文書規則の一部改正について

議案第3号 市会提出予定案件（その1）（第10回補正予算案）

議案第4号 市会提出予定案件（その2）（第11回補正予算案）

議案第6号 市立六反幼稚園の運営について

議案第7号 職員の人事について

議案第8号 第74回市立校園児童生徒表彰について

議案第9号 職員の人事について

報告第1号 インクルーシブ教育の充実について

報告第2号 令和4年度大阪市英語力調査について

報告第3号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応について

報告第4号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について

協議題第1号 令和6年度大阪市立公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について

協議題第2号 市会提出予定案件（その3）（令和5年度局運営方針案・予算案）

なお、議案第7号、報告第4号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第3号、第4号、第6号、第8号、第9号、協議題第1号、第2号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第1号「インクルーシブ教育の充実について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度に文部科学省が全国の自治体を抽出し、特別支援学級及び通級による指導の実態調査を行った。その調査から、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、大半の時間を通常学級で学び、特別支援学級において障がいの状況や発達段階に応じた指導を十分に受けていないという事例があることが明らかとなった。そうした実態を踏まえ、文部科学省がこれまでに示してきた内容を改めて周知するため、昨年4月27日付けで「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」という通知を発出した。通知内容について概略を申し上げますと、文部科学省としてはインクルーシブ教育を推進することは重要であると認識しているが、学校や教育委員会において障がいのある子どもの教育的ニーズに的確に応えるよう、4点について検討するようというものであった。1つに、障がいのある子どもの学びの場の判断について特別支援学級、通級による指導、通常学級のいずれにおいて学ぶのが適切なかの判断を、通知や手引き等を参考にして行うこと。2つに、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について、特別支援学級に在籍する児童生徒については原則として週の半分以上の時間は特別支援学級で学ぶこと。3つに、自立活動の時数について、特別支援学級に在籍する児童生徒は特別の教育課程を編成し、障がい状況に応じ、学習上、生活上の困難さを克服するための自立活動の学習を行うこと。4つに、通級による指導を活用することで自校に通級による学びの場を整備し、活用していくことである。本市においては、これまでより障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、共に育ち、共に生きる教育を基本とし、各学校園において、障がいのある子どもたちの自立と社会参画を見据えながら、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成、活用し、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び支援に取り組んできた。この基本姿勢については今後も変わるものではないということ踏まえつつ、その取組を推進していく上で、同じ場で学ぶことに重きを置き、通常学級で同じ場にいることをもってインクルーシブ教育としてはいけないかという点について、再確認していく必要があると考えている。文部科学省の通知を踏まえ、通知の1に対しては、本市がこれまで取り組んできた、保護者、本人の意向を最大限尊重し、できるだけ地域の学校で共に学ぶ基本的な考えを守りつつ、就学、進学に際して、本当にそのお子さんにとってどのような学びがいいのか、学校と保護者が丁寧に話し合いをしながら、適切に判断することをより一層進め

てまいる。通知の2と3については、特別支援学級で学ぶ時間について、個々の児童生徒の障がいの状況に応じて学校において編成される特別な教育課程によって実施されるものであり、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援を適切に提供することが重要である。インクルーシブ教育だからといって一律に通常学級で過ごすだけになっていないか、個に応じた支援ができていないのかを再検討し、自立活動を含む、それぞれのニーズに応じた指導ができる体制の充実を図る。通知の4点目、通級による学びの場の整備であるが、通級による指導とは、知的障がいがなく概ね通常学級で学ぶことができる児童生徒が、自立活動など一部の授業を他の教室などで学習するものである。対象者としては、読み書きの一部に困難があったり相手の気持ちを察することが苦手であったりする子ども、いわゆる発達障がいのある児童生徒となる。本市では、各小中学校における障がいのある児童生徒の学びの場の選択肢は、ほとんどの学校で通常学級あるいは特別支援学級のいずれかになっている。通級による指導を受けるには、市内17校に設置している通級指導教室に通うことになり、学校間を移動するために、安全の確保や時間の確保を行わなければならないという実態がある。文部科学省は、障がいのある子どもの学びの場の1つである通級による指導のさらなる活用のための環境整備を進めており、本市においても令和5年度以降、順次、自校通級による学びの場の整備を進めてまいりたい。なお、本日も欠席の異委員のご意見をお預かりしているが、異委員は、資料記載の内容に特に異論はなく、より充実した学びの場を求めるが、児童生徒だけではなく、理想は教職員や学校関係者にもインクルーシブな組織づくり、例えば、車いすの先生や聴覚障がいの支援員などを求めて、身近な大人が率先して言動や態度で子どものお手本となることは自然な学びにつながると思う。共生社会の実現に向けて、学校においても、障がいのある者が教職員という職業を選択することができるよう、環境整備を進めていくことが望ましいと思う。また、インクルーシブ教育とは、障がいの有無だけではなく、国籍や貧富の差を含めた意味だと認識している。大阪市における日本語指導が必要な児童生徒は、政令都市の中で最多の約5%で、担任のみの負担が重くなりすぎないように、ティームティーチングを基本として、クラスに複数の職員を配置することができる体制づくりが必須であると考えているとのご意見をいただいている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 インクルーシブ教育は、アメリカでは体制が整っていますが、日本の場合、いわゆる、ヒト、モノ、カネという点でまだ発展途上にあるように思います。やはり、専門職とはいかなくてもそれに特化した教員と教育システムの構築が不可欠のような気がします。学習指導を考えた場合、ICT 活用や個別最適な学びの中でモチベーションをどのように維持し、学習習慣の定着を図るかという問題など、検討すべき課題はたくさんあると思います。

【福山指導部長】 ありがとうございます。

【栗林委員】 只今、文部科学省の通知に対して大阪市がどういう、このインクルーシブ教育に対して支援を行っていくのかという観点でご報告があったと思います。このこと自体は非常に重要なことで、異委員、それから今、平井委員からもご指摘のあったような、様々な論点があると思いますが、日本ではまだこうした特別支援教育と、それから通常教育をどういうふうに取り組んでいくかということが、地方においては必ずしも十分に進んでおりません。これを進めていくという必要性は、これから非常にニーズが高くなっていくと思っています。日本では、インクルーシブ教育というのは、あたかも特別支援教育と通常教育の連携をどう行っていくかというふうに捉えられがちですけれども、今、平井委員からもご指摘があったように何もそれだけではございません。これから非常に重要になってくるのは、例えば私も海外で研究活動を家族と一緒にしている時に、自分の子どもで体験したことですけれども、現地の学校に行きますと言葉が通じませんよね。そうした言葉が通じない子どもをどういうふうにその学級の中に取り入れていくか、これはもう現在でも課題になっておりますし、これから日本の国際性がさらに高まっていく中で、非常に大きく、需要として起こってくることだと思っています。ただ、現段階では、文部科学省のこの指摘を私が間違っているとは思っていないのは、こうした特別支援教育と通常学級の連携をしっかりと、東京や大阪の大都市で根付かせていき、その形を共生社会のあり方を模索するために整えていくということを通じて、さらなる課題に対応できる、そういう社会を先導的に作っていく、そういう意味で非常に重要だと考えておりますので、そうした視点を持ちながら、大阪における先導的なインクルーシブ教育を、さらに強化していただくことを期待しております。

【福山指導部長】 ありがとうございます。

【森末委員】 この令和4年4月27日に初中局長から通知があったのですけれども、改めてこういう通知が出された背景は。何か事情があるのでしょうか。

【福山指導部長】 令和3年度に文部科学省が全国から10都市を抽出しまして、そこに大阪府、大阪市も入っていたんですけれども、特別支援教育の実態調査をされました。その中で色々、文部科学省がこれまで周知してきていることと各自治体で行っていることのずれが生じている部分がありましたので、改めて文部科学省の見解というものを示されて、そこに若干、大阪市が出来ていないところもありますので、これまでの大阪市で行ってきた教育内容を踏まえつつ、文部科学省が言っている形に持っていけるように、数年かけて形を変えていこうかなというふうに思っているところです。

【森末委員】 なかなか言いにくいところがあるかもしれないです。ではその実態と文部科学省が考えていることが違う、ずれというのは、インクルーシブということで、我が子も全部通常学級で見てほしいという気持ちも分かりますが、そういうことで、形だけ通常学級に入るけれどもついていけないなど、そういう色々な問題が起こってくると。そういう問題意識があったのでしょうか。

【福山指導部長】 そうですね。通常学級で共に学ぶということを我々は大事にしているのですが、文部科学省から見ると、それは通常学級に入って一緒に勉強させているだけで、個別の支援はできていないのではないかという指摘ですので、我々としては、特別支援学級の担任が入ったり、特別支援教育サポーターが入ったりしながら、個々の支援を行っているんですけれど、そこがうまく伝わらなかったということです。

【森末委員】 そういう意味で、今回は個々の児童生徒が、一番可能性を伸ばせるような形で、通常学級、そうではない個別指導、通級、そういう形でやはりバランスを取って一番その子の能力を高めるような形にする、そういう趣旨で理解してよろしいですか。

【福山指導部長】 はい。そういうことであります。

【多田教育長】 それでは、この方向で進めていただくということでお願いします。

報告第2号「令和4年度大阪市英語力調査について」を上程。

本教育事業推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月に実施した英語力調査の結果について報告する。大阪市英語力調査については、昨年9月の教育委員会会議でご説明したとおり、令和3年度から GTEC という英語4技能テストにより実施をしている。今年度の英語力調査の結果は、技能別に昨年度と経年比較する形式で示しているが、4技能のトータルスコアが、昨年の444.4から459.4に15ポイント上昇し、教育振興基本計画の指標としている CEFR A1レベル相当以上、英検でいうと3

級以上の中学校3年の割合について、計画の目標値である56%までもう一息という55.8%まで伸ばすことができた。技能ごとに見るとリスニング、リーディングは、昨年度から引き続き他都市平均を上回っているところであるが、弱みであったスピーキングについては昨年よりも3.6ポイント、ライティングについても12.1ポイント上昇し、他都市平均と僅差のところまで迫っている。続いて、生徒の英語力、特にスピーキングやライティングの能力が向上した要因について、ご説明すると、文部科学省が実施する英語教育実施状況調査における授業で半分以上の時間を英語による言語活動を行っている教員の割合について、昨年度の45.2%から47.7%と2.5ポイント上昇している。また、スピーキングテスト、ライティングテストの両方を実施した割合については、引き続き昨年度から100%を維持している。特に自分の意見や考えを英語で作文するライティングテストの実施回数について、3.9回から4.7回と大きく増加をしている。さらに、GTECにおける4技能のトータルスコアの度数分布を昨年度と比較すると、下位層が減少し中間層が増えていることが確認できる。下位層が減少した要因としては、スピーキングやライティングにおける無回答率が、昨年より約3割減少したということが挙げられる。これらの成果について、昨年、英語力調査の結果を平井委員を座長とする英語ワーキング会議で検証いただき、研修を通じて現場の教員と共有できたことで、教員の授業改善が進んだことによるものと考えている。また、GTECを受験した今年の生徒については、小学校4年の時から本市独自の取組である短時間学習の授業を受けている生徒たちであり、その効果が現れていることもあるのではと考えている。続いて、英語力調査を活用した授業改善プログラムによるPDCAサイクルについてであるが、昨年5月に全中学校の英語科の教員の対象とした英語力調査に向けた事前研修を実施し、各教員が令和3年度の英語力調査の結果データを基にチェックシートを作成することで、取り組むべき指導内容を明確化している。その後、授業実践を進め、多読教材に取り組んだり、生徒間のやり取りや発表活動の機会を増やすことで、自分の気持ちや意見を書く機会を増やしたりする指導に取り組んでまいった。さらに小中学校間で相互授業参観や、中学校教員による小学校の英語指導を行った学校も増えており、この間、問題となっている小学校の英語嫌い解消に向け、小学校と中学校の連携も徐々に進んできているところである。そして10月に英語力調査、GTECを実施し、12月に各学校に結果が返却された。先週、今年度2回目の英語ワーキング会議を実施し、結果データの分析、検証を行うとともに、今後の英語教育について協議いただき、またその内容について、今後予定されている事後研修の内容に反映し、より効果的な指導や改善すべき指導を学校ごとにフィー

ドバックしていく予定となっている。さらに、英語力調査の結果については、英語科教員だけで共有するのではなく、各校の運営に関する計画の全市共通目標として取り上げ、校長のリーダーシップのもと学校としてのPDCAを回すことで、教員の指導力向上、授業改善を推進し、生徒の英語力のさらなる向上をめざしてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 4技能をトータルで見ると、15ポイント上がっているわけですが、技能別に見ると、誤差の範囲ではあるものの、プラスマイナスが出ています。成果の要因は、現場の英語の先生方のご尽力そのものであったと思料します。先生方にとって、中3は3ヶ月もコロナ禍で休校期間もあり、ビハインドな状況でした。小5や小6においても同様です。さらなる発展をめざしていただきたく存じます。

【本教育事業推進担当部長】 はい。

【平井委員】 外国語学習ですので自己調整学習が必要ですが、やはり大切なのは学校単位でのカリキュラムマネジメントに尽きると思います、PDCAサイクルが回り、成果に結びついた点を学校評価と連動させてほしいと思います。

【本教育事業推進担当部長】 そうですね。

【平井委員】 学校評価は通例、ホームページで公開されますが、温度差が感じられるときがあります。学校にはそれぞれ事情があると思いますが、カリキュラムマネジメントを通じて、学びの保障が担保できるように、教育委員会事務局がサポート体制を強化すべきだと考えます。本市については小1から課外活動で英語を導入していますから伸ばす余地はまだあると思います。

【本教育事業推進担当部長】 はい。

【平井委員】 模範となる事例は共有し、授業力の向上につなげ、外国語を勉強すると様々な国の人とコミュニケーションでき、世界観が広がるといった経験を一人でも多くの子供たちに体感してほしいものです。

【本教育事業推進担当部長】 ありがとうございました。

【大竹委員】 どの教科でもですね、やはり先生の授業力、授業の指導の仕方というのは、非常に大きく関わってくるというふうに思います。特に英語ということだと普段身近に接しているわけでもないですから、その面ではですね、平井座長のこういった授業改善プログラムというのは、非常に素晴らしい取組だなというふうに思います。そういっ

た意味で、先生方のこの能力というのを今は自主的に英検、TOEIC、TOEFL など色々な外部的に判断するプログラムがあるんですけども、そういったようなものを先生自身が受けやすくなるように受験のための費用を市が持つというようなことってというのは可能なんですか。

【本教育事業推進担当部長】 実際のところで言いますと、個人の資格になりますので、大阪市がそれを直接負担するというのは、かなり財政当局との話も難しいかなと思います。ただ、いただいたご意見もどうしていけるのかということは検討しますけれども、できたら授業力のアップということで言うと、教育センターで行っている研修であるとか、我々の方で実施する研修の中で、指導力の改善に向けたところに予算を投じた方が、もしかすると効果があるのかなというのをも併せて検討させていただきたいというふうに思っております。

【大竹委員】 学校単位で色々あるということで見ると、個々の教員の能力レベルというのは少し何かの格好で測定するような仕組み、それがたまたま TOEIC、TOEFL など世の中にあるもの以外で、大阪市としてそういった研修の中で、少しそういう意味ではっきりして、では自分はどうだということを少しされると学校間の問題も、あるいは次の教員の配置の問題というところですね、色々な面で、そういった実績というのは参考になると思います。もし、財政的な支援が難しいということであれば、別の方法、今言われたような方法を取っていただければ有難いと思います。

【本教育事業推進担当部長】 はい。引き続き、検討させていただきます。

【平井委員】 府でその手法は採っていませんか。確認された方が良いです。

【本教育事業推進担当部長】 はい。

【平井委員】 近年、大学に見られますが、英語の指導を日本人の教師でなく、ネイティブを中心に行っているところも出てきているようです。中高生にしろ、大学生にしろ、一番のポイントは英語を使える環境を与えることですから、参考になると思います。教師自身の英語力アップも大切ですが、生徒、学生に英語を使える環境を与えることが最優先だと思います。

【本教育事業推進担当部長】 はい、併せてまた研究させていただきます。

【森末委員】 資料に他都市平均というのがありますが、この他都市というのは、他の政令指定都市ですか。それとも全ての市町村ですか。

【本教育事業推進担当部長】 他都市平均とは GTEC を実施した全国970校、約10万人

の平均値で、全国平均とは少しずれが出ているというのは事実でございます。

【森末委員】 他都市平均というのは、ちょっとよく分からないです。970校というのは、日本中、全国の市、町の学校も含めてですか。

【本教育事業推進担当部長】 そうです。

【森末委員】 他都市というのは、政令指定都市ではないですね。

【本教育事業推進担当部長】 違います。学校数です。

【森末委員】 これは基本的に同じ内容のテストで比較しているんですね。

【本教育事業推進担当部長】 この横に書いているのは、CEFR、言ったら英検3級以上の能力がある者ということで、テストの内容は異なっています。

【森末委員】 大阪市平均が93で、他都市99で、それが96.6で97に縮まったというのは。

【本教育事業推進担当部長】 これはあくまでGTECを受けた、その言ったら970校、10万人の平均値と比べてということで、横に載っているのは、そのCEFR A1レベルを持っている、先ほど言った英検3級レベルの中学3年生の全国的な割合になっております。

【森末委員】 いいですよ。すごく伸びているので凄いなと思っています。これは基本的に比較対象になるということでいいですね。

【本教育事業推進担当部長】 はい。

【森末委員】 これまで教育委員になって、学力のことをずっと見てきて、大阪市って凄く悪くて頑張りましょうという話だったのですけれど、これは凄いです、はっきり言って。これを引き続きやっていただいたら、英語について大阪市が凄くなると思いますので賞賛しています。

【本教育事業推進担当部長】 ありがとうございます。

【平井委員】 自治体によって生徒数が違いますから一概にはなんとも言えません。

【森末委員】 そのハンディキャップがありながら凄いなというのが本当のところですよ。これは平井先生が頑張られた感じですよ。

【平井委員】 現場ですね。現場の雰囲気非常に良いですよ。教育委員会事務局も本当によくやっておられるし、また、現場の雰囲気もいいので。僕は言うだけという状況ですね。

【森末委員】 でももう正直言って、これだけの実績を見たのは初めてですから、凄いなと思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。この取組につきまして、今色々ご意見いただきましたように、やはりこれまでの取組が効果なり、実績として積み上がってきているということもあるかと思いますので、今日、色々とまたご提案、ご指摘もいただきましたので、引き続き、しっかりと取り組んでいくということをお願いしたいと思います。

報告第3号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は7月末から12月にかけて受け付けた3件の提案、意見について報告する。1つ目の提案は、学校徴収金業務における教員等の事務負担に関するものである。学校徴収金会計の基準においては、会計処理にあたって複数人によるチェック体制が必要なことから、収支責任者と出納責任者を別に定めるということとしているが、事務職員が単数配置の学校では、一方を教員等が担うことにより負担となっているため、収支責任者と出納責任者を同一人物が担えるようにするといった提案内容になっている。教育委員会の見解としては、お金を扱うため会計事故を防ぐには、複数人によるチェック体制という仕組みは維持する必要があるため、提案内容については実施できないと考えているが、教員等の事務負担の軽減に向けた体制の構築を検討していく旨を記載している。具体的な対応案としては、共同学校事務室の全市での実施を記載している。共同学校事務室とは、各校で勤務している学校事務職員が、定期的に拠点校に集まるなどして、複数の事務業務を共同で行うことで、学校事務の人材育成や事務の効率化を図る仕組みである。令和2年度からモデル実施しており、令和5年度に全市での実施を予定している。これにより、例えば事務職員の単数配置校においては、共同学校事務室に在籍する事務主任、係長級の事務主任等が収支責任者、出納責任者のいずれかを担うことで、複数人によるチェック体制という仕組みは維持しつつ教員等の負担を軽減することなど、令和4年度中に検討をしていきたいと考えている。2つ目の提案意見は、修学旅行等に係る積立金徴収業務の旅行業者への委託に関するものである。修学旅行の積立金徴収業務を旅行業者へ委託することで教員の負担となっている督促業務がなくなり、現金の取扱いによる会計事故のリスクも減じるといった提案になっている。これに対する教育委員会の見解は、本市では現時点で導入していない旨を記載している。理由としては、旅行業者は未納者への督促業務は実施していないこと、転校等による途中解約の場合には手数料が発生すること、また現時点で徴収業務を担うこと

のできる旅行業者は数社に限定されてしまい、競争性が働かないといったことが挙げられる。具体的な対応等としては、今後、他都市や旅行業者等へのヒアリングを行い、教員等の負担軽減の見込み、また、児童生徒や保護者への不利益が発生しないかについて精査を行った上で、導入については慎重に検討していきたいと考えている。3つ目の意見提案は、保護者が来校する際の駐輪場対応に関するものである。学校行事の際、学校周辺の公道に駐輪する保護者への対応が教職員の負担となっているため、路面シートの設置や家庭に対する自転車のルール、マナーの周知徹底、取り締まり強化を行ってほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、路面シートについては、市道であれば建設局へ申請手続きを行えば設置でき、取り締まりの強化については、条例上、学校周辺が自転車放置禁止区域に指定されておらず、市としては撤去等ができないと考えている。家庭への周知については、すでに学校へ通知している資料の活用、改めての周知を検討していく旨を記載している。具体的な対応案としては、今後、教育委員会事務局として学校あてに自転車に関する周知をする際、併せて自転車にて来校する際のマナーについても周知することを検討していく。また、教育委員会事務局からの事務連絡等を活用し、保護者会等において啓発活動を行うなどの方法を、学校の実情に合わせて検討していただくことを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 共同学校事務室は非常によいと思います。出張旅費精算など、うまく処理されているのでしょうか。参考までに教えてください。

【川本総務部長】 個人で申請をするような形に市役所の中はなっていますので、あまり。

【松浦教育政策課長】 出張旅費精算も出来ます。

【平井委員】 大丈夫ですか。

【松浦教育政策課長】 塊で多分、費用の支出になりますから、今検討を実際しているかどうかは分からないですけど、1度検討してみます。

【平井委員】 最近は様々な機種が出ており、あるところは学校持ち出しゼロで、受益者負担が1ヶ月で300円というところもあります。これは教師にとっては日常校務の中で活用しやすいのですが、職員の多忙さも気になっており、もっと効率よく事務仕事ができないかと考えておりましたので発言した次第です。

【川本総務部長】 分かりました。ありがとうございます。

【大竹委員】 3つ今回は出てきていますけれども、3番目の方は、提案に対して、それは出来ますということなので、問題ないと思います。1番目と2番目は出来ないということで、まず1番目の話からいくと、実態とマニュアルがかけ離れていますと。そういう場合にどういうふうになるかという、マニュアルを変えて実態に合わせるか、実態を改善してマニュアルにするか、こういうふうな2者になります。今回の場合は、そういう面では1項についてはやはりダブルチェックというのは必要で、私もそう思いますし、そのための話として共同学校事務室を開始して、ある意味では教員等の負担事務を軽減するために新しい仕組みを行ったということで、的確に対応していただけるというのは非常に良いと思います。事前に聞いた時は、いつまでにというのが入っていなかったもので、時期が分かればやはりいつまでに改善します、ただ検討しますというだけではですね、いつになるのか分からないから、せっかく提案した人もですね、これはいつなのだろうとこういうふうに来るので今回は4年度中に検討するということなので、あと2ヶ月少々ですかね、そういうような回答の仕方が非常にいいだろうというふうに思います。この2つ目の問題もですね、同じような格好でありまして、やはり色々現場で悩んでいる、事務が過重で負担になっているため、何とか少し減らせないかという提案が来ているので、そういう趣旨もですね、よく汲み取っておられるので、是非そういう面では、マニュアルどおり、こちらの方は場合によっては業務マニュアルを変える、実態に合わせたように変えるということも考えるということですね。そういうことのようにありますから、是非そういう格好で、やはり現場の先生方、あるいは事務職員の方が悩んでおられるということについてはですね、是非真摯に対応するということと、やはり出来ない、根本を変えてはいけないというところは、しっかりと返してあげることが大事だというふうに思っておりますので、是非そういう方向でいていただきたいと思います。少し残念なのは、2項目はですね、いつまでにやりますというのが書いていないので、できればある程度期限を区切ってして、その場面でもですね、答えが出ればいいんですけど、出ない場合もありますから、それは中間はこうだけれども、またこういう問題があるから、さらに検討をいつまでというように時期を区切って回答してあげることが、こういった問題提起をされた方々へのですね、一つの、提起して良かったというようなモチベーションにもなるので、是非そういった観点で、今後とも検討していただければありがたいと思います。

【川本総務部長】 分かりました。その視点を入れて、いつまでにというのを考えて入れるようにいたします。ありがとうございます。

【栗林委員】 本当に一言だけなんですけれど、大竹委員のおっしゃったことと一部重なりますけれども、この問題は要するに学校現場で合理化を進めて負担の軽減を図りたいということが前提になっていると思うんですね。その時に教育委員会の見解にもあるように、その負担の軽減はいいんだけど、不正が起こってはいけませんよねと。これですよ。ICTの導入などで合理化が世界中でよく進んでいると思いますが、それに並行して、今殺人事件みたいな犯罪も起こってきているように、それはある種のごまかしの前提にもなりつつあるという側面がありますので、私はこのチェック体制というのは非常に教育委員会の指摘どおり重要だと思っています。私は非常に単純に考えて、これをお互いするというのは、近い所の学校で2校ぐらいが共同してするのかと簡単に思ってしまっただけです。そうすると不正も起こりやすいというふうに考えていたんですけれども、そういうことでは全然なくて、一定のその幅広い領域で統括的に扱っていききたいということではあるのですが、このチェックの部分をやはりマニュアルとしてしっかり作り上げることが非常に重要だと思っていますので、その点どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

【川本総務部長】 その部分は、確かにマニュアルの方でも規定しております。

【栗林委員】 そうですか。

【川本総務部長】 変えない形で少し進めていきたいと思っています。

【森末委員】 2つ目の修学旅行の徴収業務云々の委託の話ですが、提案者は、豊中市、吹田市、交野市がしているのではないかとされているんですけれども、具体的対応策として調査を行うということが書いてあるので、どんなふうに、どんな内容でされているのか調査をして報告いただけたらなと思っています。もちろん、督促業務は色々法的な処理ですから、本当に出来るのかという問題が確かにありますけどね。では逆に今現時点、徴収業務をどこまで、誰がどんな権限で行っているのかと言われたら、もしかすると詰めていくと、はてなマークが付きそうな感じがありますので、やはりいただいた提案は確かに問題提起として良いことだと思いますので、調査をしていただいて、また報告をお願ひしたいと思っています。

【多田教育長】 今日もいくつかご指摘もご意見もいただきましたので、今後とも、まず現場とのコミュニケーションをしっかりとって、職員のモチベーション向上にも繋がるような形で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議案第1号「大阪市教育委員会文書規則の一部改正について」及び議案第2号「大阪市

立学校文書規則の一部改正について」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

国において押印・書面の交付等を求める手続の見直しが行われていることを受け、本市の文書を担当している総務局においても、公文書への公印の押印の必要性について見直しを行うため、令和5年2月1日付けで大阪市公文書管理規程の一部改正が予定されている。本件は、教育委員会及び学校が保有する公文書の管理に関して必要な事項を定めている規則についても、当該規程に準じて同様の規程の整備を行うものとして、必要な改正を行う。主な改正内容としては、特定の文書類型に該当する場合に、一律に公印を押印する義務が課されている点を改め、真に必要なものについてのみ押印する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第4号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱に関し、令和5年1月10日に、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき教育長による急施専決を行ったため、同条2項に基づき承認を求めるものである。今般、専門委員として委嘱した方については、臨床心理士の桶谷千晶氏である。桶谷心理士は、東大阪市の小学校や吹田市の中学校等でスクールカウンセラーとして活動されており、いじめを含む子どもが抱える問題に関して知見が豊富であるため、適任として委嘱したものである。委嘱期間は令和5年1月10日から、担当事案の調査審議が終了するまでの間で、桶谷心理士には令和4年12月27日の教育委員会会議において諮問を決定いただいた大阪市立小学校の児童の事案をご担当いただくこととしている。なお、当該事案の調査審議に関する第1回会議を令和5年1月19日に開催することになったが、円滑かつ迅速に調査審議を進めるためには第1回会議の前に専門委員の委嘱を行い、事案検討や委員間協議に参画いただける状態にする必要があったが、大阪府臨床心理士会から桶谷心理士を推薦いただいたのが令和5年1月6日であったため、急施専決により委嘱したものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第3号「市会提出予定案件（その1）」及び議案第4号「市会提出予定案件（その2）」についてを一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第3号の市会提出予定案件（その1）について、本補正予算は、昨年12月2日に国において成立した物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく国の補正予算を活用するため、所要の補正を行うものである。その予算額は、歳入で189億5,406万5,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、664億5,731万4,000円となっている。また歳出では、物件費に199億3,264万4,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、人件費、物件費を合わせて、2,321億1,105万3,000円となっている。その内容は、校舎建設事業及び校舎整備事業では、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設の改修等を、国の補正予算を活用して実施をする。学校維持運営事業では、各学校で必要な新型コロナウイルス感染症対策を校長の判断で迅速かつ柔軟に実施するための経費を学校規模に応じて配付する。また繰越明許費補正としては、只今説明した国の補正を活用した事業は、工事を夏休みなどの休業中に実施する必要があるなど今年度の執行が困難であることから、199億3,264万4,000円を繰越明許費として計上し、令和5年度に執行するものである。続いて、議案第4号市会提出予定案件（その2）についてこの補正予算では、令和4年度予算の執行状況に応じて減額補正等を行うもので、例年と同様に追加案件として市会に提出するものである。補正額は歳入で43億4,807万円を減額しており、補正後の予算総額は621億924万4,000円となっている。また歳出は、人件費、物件費を合わせ、39億2,440万円を減額計上し、補正後の予算総額は2,281億8,665万3,000円となっている。その内容は、執行状況に応じた人件費の減額補正では、人員の減少、それから病気休職に伴う支給額等の不用額を総じて15億4,388万6,000円を減額する。執行状況に応じた物件費の減額補正では、学習者用端末の買い入れや学校給食調理業務の委託の入札落ちなど現時点でほぼ確実に不用額が見込まれているものを総じて23億8,051万4,000円を減額する。また、繰越明許費補正として、校舎建設事業、校舎整備事業、クラフトパーク整備事業及び図書館整備事業において、新型コロナウイルスや国際情勢の影響により半導体や電子部品等の納入が遅れたこと、当初想定しなかった地中障害物の撤去等が必要になったなどの理由により、当初予定していた工程を終えることができなくなったことから、総じて15億4,199万3,000円を繰越明許費として計上し、来年度の執行としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

協議題第2号「市会提出予定案件（その3）について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、現在、財政局と調整中であることから、現時点の案をご報告する。今後、局運営方針、予算案とともに2月14日に公表が予定されていることから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき教育長による急施専決処分を行った上で、改めて報告をさせていただく。まず、局運営方針については毎年策定をし予算案とともに市会に提出しており、教育振興基本計画に掲げた施策の進捗管理を行っている。令和5年度局運営方針においても、今年度より実施の教育振興基本計画を踏まえた内容となっている。共通様式については、振興基本計画の基本理念や3つの最重要目標を踏まえているため、目標や使命、局運営方針の基本的な考え方、重点的に取り組む主な経営課題1から3は、令和4年度と変更はない。様式2の1は計画に掲げている3つの最重要目標を、様式2の2では9つの基本的な方向性について一部時点修正を行い記載しているが内容に変更はない。様式の2の3ではそれぞれに対応している31の施策について、令和4年度の実績を振り返る取組を計画している。施策の4の1は施策目標の2として、理科の勉強は好きですかに対し、肯定的に回答する小学校6年生の割合を新たに設定した。本年度の学力・学習状況調査の理科の結果を受け、平井教育委員から指摘をいただいたことも踏まえ、より一層、理科教育の推進に向けて取り組むために施策目標を設定した。その他、新たに予算化した事業を追記し、令和4年度の実績及び令和5年度の目標を時点修正しているが、大きな変更はない。続いて、教育委員会関係の令和5年度当初予算案については、12月13日の教育委員会会議で報告した予算要求から、先ほど説明した第10回の補正予算において約199億円の前倒し計上を行った影響などにより計数には変更があるが、事業内容には大きな変更はない。予算額は2,152億9,413万円で、前年度と比較し、校舎建設事業の増や学校維持運営費にかかる光熱水費の増などにより53億7,590万円の増となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 細かいところで恐縮ですが、基本的な方向1で、計画でめざす状態というのが色々書いてありますね。これは教育振興基本計画から抜き出したのでしょうか。それとも今回新たに作った文章ですか。

【松浦教育政策課長】 教育振興基本計画です。

【森末委員】 そのままですか。

【松浦教育政策課長】 はい。教育振興基本計画の中からピックアップして記載しております。

【森末委員】 ではこの文言についてどうかっていうことは、なかなか言えないわけですね。

【川本総務部長】 別物ですから大丈夫です。

【森末委員】 例えば、あえて言うなら、ざっと読んでいて気になったのはスマートフォンの使用によって健康生活習慣、学習への影響と書いてあるから、これは悪影響と書いていいのではないかとかね。それからもっと言うと、体力、運動能力の低下に繋がっているから、今まで見せていただいた資料で言ったらそういうのも入れたらどうかなって思ったのが1つです。別に反映しなくていいですけど。あと今回改めて見て少し気になったのが、全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で高度な人材っていう言葉があるんですけど、高度な人材って何か、変に勘違いされる可能性があるかなと今回ちょっと思ったので、有能とか。

【川本総務部長】 優秀とか。

【森末委員】 高度な知識を有するとか、高度人材って言ったら何か外国人のことで高度人材っていう言葉を国が使っているのがありましたので。外国人を日本に入れる時にね、凄く専門的な知識や技術を持っている人を高度人材っていうこともありますから、言葉遣いとしてどうかなっていうのがあったんですけど、これが振興基本計画に書いてあるならちょっと自分で自分を傷つけるので、もし検討していただくのならしていただいて。

【川本総務部長】 確認いたします。

【森末委員】 はい。お願いします。

【平井委員】 結構かと思います。併せて、各学校園には競争的資金を獲得するよう働きかけるのも必要ではないでしょうか。

【川本総務部長】 実際に学校で色々な団体、企業から起業家教育などそういうものも提案もございます。一方で、学校で活用できる予算というのも、配布予定ということもありますので、その中でうまくマッチングできるものについては国の予算も使っていけるのかなと思っております。ご指摘いただいておりますので、少し意識してそれは取り組んでいこうかと思っています。

【平井委員】 分かりました。

【多田教育長】 先ほど、森末先生の方からもございました、スマートフォンのところですか、あと高度人材の用語の使い方は、また確認をしていただければと思います。それでは、その他のところはこの内容ということで、今日の協議を踏まえて進めていきたいと思います。

議案第6号「市立六反幼稚園の運営について」を上程。

青柳こども青少年局子育て支援部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、昨年11月22日の教育委員会会議の協議題第18号に関連した内容で、六反幼稚園の園児数が大幅に減少していることから、集団活動をはじめとする教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした市立幼稚園の適正化として、今回は学校の廃止に関する議案となる。対象は、平野区にある市立六反幼稚園である。六反幼稚園については52園の中で最も園児数が少なく令和5年度は5歳児が6名の在園になる見込みで、令和4年度は3歳児クラスに在園児がいない状況で、令和4年10月も園児募集を行ったが結果的にいずれの年齢でも入園者がいない見込みである。全国的な少子化傾向もあり、今後、園児数の大幅な増加が見込めないことから、六反幼稚園では在園児数が非常に少ない状況が継続することが想定される。今後の進め方としては、本日の会議での議決を経て、明日1月25日より、六反幼稚園の3歳児、4歳児について園児募集を終了したいと考えている。その後、令和6年3月に5歳児の卒園とともに4月1日付けで六反幼稚園を廃園とする予定である。なお、令和5年度は5歳児だけの幼稚園となることから、閉園までの1年間の教育方針、教育内容については、これまでの実情に応じた教育内容を踏まえつつ、より近隣の幼稚園や小学校等と連携を図りながら進めていく。また、教員体制についても幼稚園設置基準を基に配置するとともに、園の実態に即して代替講師の配置等を行うことになる。この間、地域や在園児の保護者の方に廃園に関する方針等を説明し了承をいただいているが、今後の運営についても、引き続き、地域、保護者の方の意見を踏まえながら進めていく予定である。地域の市立幼稚園への入園を希望される方については、近隣の長吉第二幼稚園で対応していきたいと考えている。今回の六反幼稚園の廃園については六反幼稚園の状況に基づき判断しているものであり、小学校の適正化のように一定の基準に基づき閉園を判断しているものではない。市立幼稚園については多くの園で園児数が減少している状況があることから、休廃園に関する基準の必要について今後も様々な意見が出されるのではと考えて

いる。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 今回のこの六反幼稚園の課題に関しては、只今のご説明どおり、必要な措置だということは分かると思うんですけども、しかし、今後に向けて非常に重要な課題、それから問題を含んでいるというふうに、私としては受け止めています。それはどういう意味かという、ここでは園児の受け入れの数が、その対象の園の運営に今後に向けてやっていけないということが見込まれることから対応するということになっていきますけれども、ご存知のように幼保一元化の問題であるとか、それから幼小一貫教育の問題であるとか、この間これは何も日本だけではありません。世界的に幼児期といわれる子どもたちの教育、それから社会としての対応、これは教育全体の中では非常に重要であるということは注目されてきているところです。単に1つの幼稚園の児童減少による退廃の問題ではなくて、こうしたことが扱われる時には今後の社会のあり方に向けてどういう対応が必要なのか、新しい基軸を作っていくことと抱き合わせで社会全体の教育力を高めていく、そして人材の育成を図っていくということが行われなければならないというふうに考えるべきではないかと思っています。ですから今私が申し上げたいのは、このことを反対することではなくて、例えば大阪府の高等学校の退廃計画においても、現在9校が廃校と言っているんですか、というふうな計画においても、新たに一貫教育であるとか、実験的な取組をしておられるところにおいては廃校の対象になっていないというようなことはあると思います。地域の方の了解も得ながらということをおっしゃっていますけれども、地域の方が廃園にしていくことに諸手を挙げて賛成されるはずもなかろうと思いますし、またそうした中で大阪の教育力を高めていくために、幼児段階の教育をどんなふうに再構成していったらいいのかというようなことは同時に考えていく必要があるかというふうに思っているんです。ですので、これはこれとして、教育委員会の方で様々な意見集約をしながら、どういう体制を作っていくことが今後の人材育成のための幼児教育に役に立つのかという議論を並行して行っていただきたいということを、私、教育委員の1人として非常に強く感じております。よろしくお願いします。

【多田教育長】 栗林先生から今、今回のこの市立六反幼稚園の今の園児数の状況からは、また今年度の募集状況なども踏まえて、廃園の方向での方向性については了とすると。その上で、就学前の保育、教育のあり方については非常に重要な問題なので、引き続

きしっかりと進めていく必要があるというようなご意見かと思えます。11月の報告の中でも、そういった認識のもとで課題認識は共有できていたかというふうに思いますので、引き続き、また色々な場面でご意見もいただきながら、充実した施策に取り組むということでご了解いただけたらというふうに。

【栗林委員】 よろしくお願ひします。

【多田教育長】 今日、この議案書の中の、特に今後の進め方のところですね。こういった日程感で関係先の方へのご了解も取り付けながら丁寧に進めていくということでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第7号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

協議題第1号「令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項案について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

特別免許状を活用した教員採用選考などについては、昨年4月と10月にこの教育委員会会議で協議をいただいた。それらを踏まえ、今春から募集を始める教員採用選考テストの要項で前回から2点変更したいと考えている。1点目は、受験資格である年齢制限を緩和することである。本市においても志願者の確保は喫緊の課題であると考えている。また、昨年7月に改正教育職員免許法が施行され免許状の有効期限がなくなったことから、育児や介護などを理由として退職をした元教員や免許を所有した社会人などの受験を促すため、現行45歳以下としている年齢制限を59歳以下へと緩和をしたい。次に、特別免許状を活用した教員選考採用については、委員の皆様から、博士号取得者は数が少ないため、博士号取得者だけでなく同等となる資格要件を検討すべきであり、いくつかの大学にヒアリングをしてみてもどうか、特別免許状の授与者たる大阪府に対しては、博士号と同等と考えられる資格要件を取り入れるよう提案していくべきなどのご意見をいただいた。まず、大学にヒアリングを行った。各校の学位取得者等の状況は、ヒアリングをした大学からは総じて、修士号取得を資格要件とするのであれば、民間の研究職などで3年勤務などの資格要

件を付加することで教員としての資質が担保できるのではないかなどの意見をいただいた。次に、大阪府との協議においては、修士号取得者に対して勤務経験などの一定の要件を課すべきとの認識であり、府の検定基準は国の指針を踏まえて年度内に改定する予定である。私どもの現状内容について説明をし、教員採用における資格要件については、博士の学位取得者と大学や企業などでの勤務経験など3年以上を有する修士の学位取得者として広く人材を募りたいと考えている。こういう状況を踏まえ、教員採用選考テストの要項の変更点の2点目は、スペシャリスト特別選考の新設である。狙いは、教員のなり手不足に対応する専門性を有した多様な人材を確保するとしている。募集校種、教科は、昨年10月にも説明したとおり、中学校の数学、理科、技術としたいと考えている。資格要件は、(1)博士の学位を有し、または、(2)修士の学位を有し、かつ、大学、企業または研究機関等において、研究開発に係る勤務経験などが通算3年以上あり、(1)、(2)のいずれの場合も、受験教科の分野における高度な専門知識、経験または技能を有する人としてほしい。選考方法は、10月に説明したが一般選考とは区分を分けて実施することとし、また第一次選考において、筆答テストに変えて論文テストを実施したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 受験資格である年齢制限を45歳から59歳に年齢の幅を広げるということについて先行してやっておられる自治体ではかなり増えているのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 民間に就職された方や教員を辞められた方が受けているという話は聞いております。

【森末委員】 なり手不足を解消するためにはいいことだと思いますが、一方で、さまざまな理由で辞めた方々が年齢制限の緩和により受験されることによる教員の質の担保は面接などで考えているのでしょうか。

【忍教務部長】 選考におきまして、面接において適切な質問をすることで本人の適正を探れるように努めたいと思います。

【森末委員】 今はなり手不足ですから、年齢制限の緩和について総論としては賛成しています。

【平井委員】 他の自治体には教員採用試験の前倒しをしているところも見受けられます。臨時免許状授与の柔軟性も含め、複線型で人材を確保していかないと人は集まらないのではないかと思います。

【中野下教職員人事担当課長】 柔軟に対応できるように今後働きかけていきたいというふうに思っております。

【多田教育長】 それでは、今いただきました意見交換を踏まえて進めていただきますように、お願いしたいと思います。

議案第8号「第74回市立校園児童生徒表彰について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この表彰は、大阪市の表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育長の連名で行っているものである。児童生徒については、他に称賛され、または他の補範とするに至る行為があったものとして、全国レベルのコンクール、大会で優秀な成績を収めた個人、グループを、毎年11月に続きこの時期に表彰しているものである。各校園長から推薦をされた者を事務局で審査し、中学校で28名と1グループ、小学校で13名を表彰したいと考えている。表彰式については、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、11月に続き行わず、学校長より伝達することとする。なお、表彰日は来月2月18日とする予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第9号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、教頭が休職となるため、その後任について提案をするものである。現在、指導部の指導主事である森麻愛を、北区の豊仁小学校の教頭に充てる。本日も承認いただければ、1月26日付けで発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
